

地方財政の充実・強化を求める意見書

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化の進展にともなう子育て、医療・介護など社会保障制度の整備、また人口減少下における地域活性化対策、脱炭素化をめざした環境対策、あるいは行政のデジタル化推進など、より新しく、かつ、極めて多岐にわたる役割が求められつつあります。

これらの多様なニーズへの対応と行政サービスの質の確保を実現するためには、政府が地方公共団体の財政需要を的確に把握し、これに必要な地方交付税等の一般財源総額を確保することが不可欠です。地方公共団体においては、新型コロナウイルス感染症の影響により税収の大幅な減少が見込まれる一方で、「地域経済の活性化・雇用対策」「デジタル化の推進」等に加え、国土強靱化と防災・減災事業の実施を踏まえた財政運営が求められています。

以上のことから、国においては、地方公共団体がその担うべき役割を確実に実現するため、地方財政全体の安定確保に向けて、下記事項について対策を講ずるよう、強く要請いたします。

記

- 1 一般財源総額の確保に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策、デジタル化の推進、地域経済の活性化・雇用対策、社会保障、人口減少対策、国土強靱化等の地方公共団体の財政需要を的確に把握し、反映させること。
- 2 とりわけ、子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充を図ること。
- 3 地方交付税による財源調整機能及び財源保証機能の強化を図るとともに、臨時財政対策債に頼らない地方財源の確立に引き続き取り組むこと。

- 4 地域間の財源偏在性を是正するための抜本的な解決策を協議すること。
- 5 地方財政計画における「まち・ひと・しごと創生事業費」を、持続可能な地域社会の持続・構築のため継続・拡充すること。
- 6 会計年度任用職員制度の運用においては、当該職員の処遇改善が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどし、さらなる財政需要を十分に満たすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和4年9月16日

伊 那 市 議 会